

京都市上下水道局告示第22号

京都市指定下水道工事業者規程第2条第1項の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条第1項に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和8年8月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

(1)京都市西京区桂上野今井町5番地

株式会社オマー

代表取締役 仁木 勝一

(2)京都市山科区北花山市田町48-5

株式会社ヤマシンテック

代表取締役 山川 伸之

(3)京都市伏見区久我森ノ宮町10番地87

株式会社弘設

代表取締役 宮原 弘樹

(4)京都市西京区桂徳大寺町278-505

トータルサポート

井上 浩二

2 指定期間

令和8年8月26日から令和13年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)